

## 長瀬町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

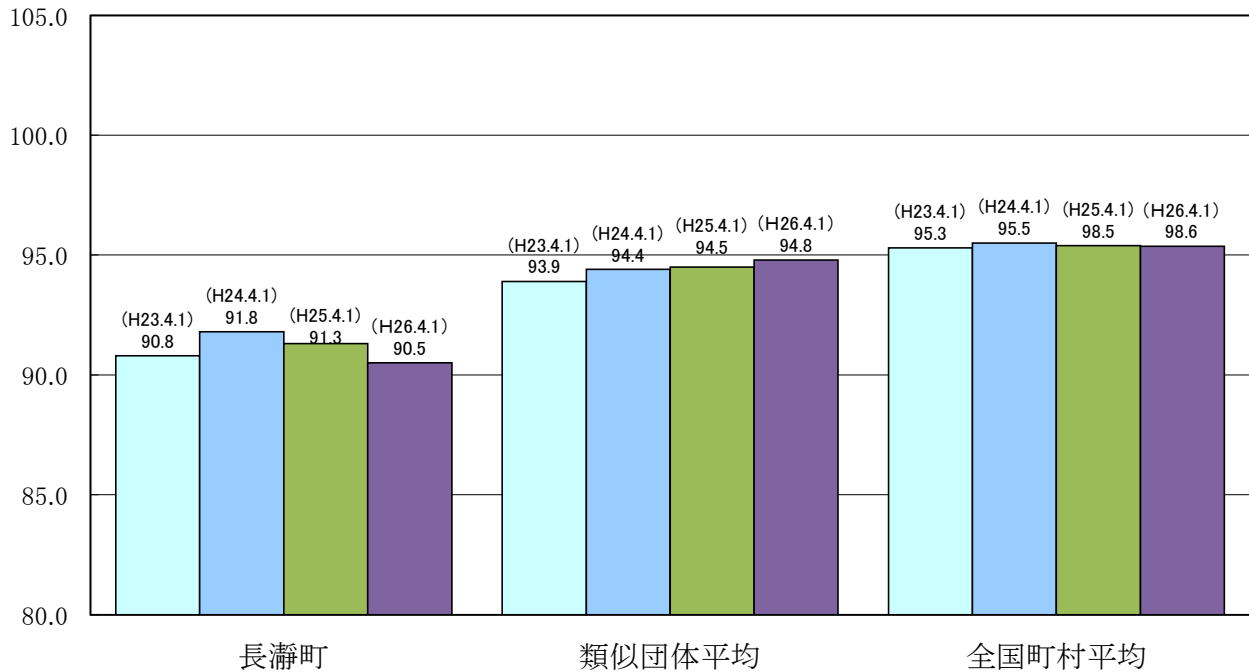
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	7,704人	3,119,214千円	183,476千円	667,302千円	21.4%	21.1%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	75人	279,862千円	32,317千円	97,738千円	409,917千円	5,466千円	5,490千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的（2年間）給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値です。

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- 1 給料表の見直し 平成26年4月1日より給料表の見直しを実施。  
 現給保障について差額支給がある場合は、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで支給します。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長瀨町	46.0 歳	315,879 円	352,681 円	328,968 円
埼玉県	43.6 歳	342,094 円	431,166 円	387,979 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

#### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
長瀨町	54.2歳	4人	252,775円	260,775円	255,550円	—	—	—	—
うち 調理員	53.9歳	2人	*	*	*	調理士	42.6歳	257,600円	—
うち 用務員	54.5歳	2人	*	*	*	—	—	—	—
埼玉県	54.3歳	380人	351,799円	405,429円	388,945円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	49.7歳	6人	271,921円	294,995円	282,545円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
長瀨町	4,132,141円	—	—
うち 調理員	*	3,493,100円	—
うち 用務員	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～平成25年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(\*)」としている。  
(その他、数値のない欄についてはすべて「ハイフン(-)」としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものである。  
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	長瀨町	埼玉県	国
一般行政職	163,600 円	178,800 円	172,200 円
大学卒	142,100 円	144,500 円	140,100 円
高校卒			

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	275,300 円	325,750 円	370,466 円	375,900 円
大学卒	229,300 円	303,000 円	319,867 円	349,300 円
高校卒	— 円	* 円	* 円	* 円

※経験年数10年は10年～15年未満、経験年数20年は20年～25年未満、経験年数25年は25年～30年未満、経験年数30年は30年～35年未満の平均である。

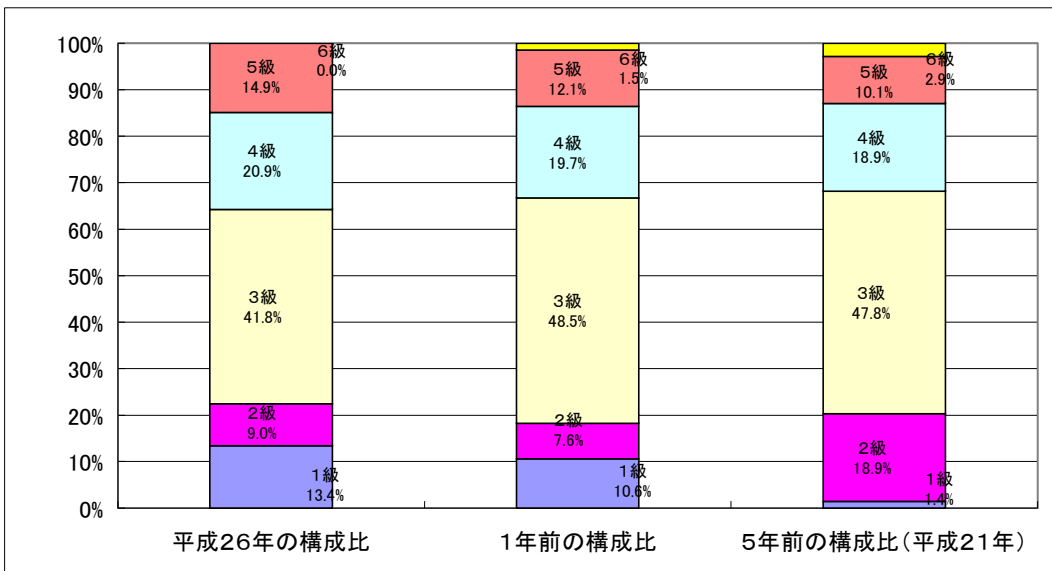
※「—」は対象者がいない。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	9人	13.4%	135,600円	243,700円
2級	主任	6人	9.0%	185,800円	309,200円
3級	主査・主席主任	28人	41.8%	222,900円	356,400円
4級	主幹	14人	20.9%	261,900円	390,100円
5級	課長	10人	14.9%	289,200円	402,500円
6級	参事	0人	0.0%	320,600円	424,600円

- (注) 1 長瀬町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級をそれぞれ統合)

#### (2) 昇給への勤務状況の反映状況

勤務評定は年2回実施しています。昇給への反映は、次の通りです。

1 勤務成績が特に良好な職員	8号給以上
2 勤務成績が良好な職員	4号給
3 勤務成績が良好とみとめられない職員	3号給以下

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

長 瀬 町		埼 玉 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,337 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,615 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	
(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 4~10%		(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) ・職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当への反映は、次の通りです。	
(1) 基準日以前6箇月以内の期間(以下「評定期間」という。)における勤務成績が特に優秀な職員	100分の77.5
(2) 評定期間における勤務成績が優秀な職員((1)に該当する職員を除く。)	100分の72.5
(3) 評定期間における勤務成績が良好な職員((1)及び(2)に該当する職員を除く。)	100分の67.5
(4) 評定期間における勤務成績がやや劣っている職員	100分の62.5
(5) 評定期間における勤務成績が劣っている職員	100分の57.5

##### (2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

長 瀬 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~45%加算	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円			

(注) 退職者少数のため平均支給額未記入

##### (3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	0 千円
--------------	------

##### (4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(24年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
			千円	
			千円	

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 ( 24 年度決算 )	4,025 千円
職員 1 人 当たり平均支給年額 ( 24 年度決算 )	48 千円
支給実績 ( 25 年度決算 )	5,352 千円
職員 1 人 当たり平均支給年額 ( 25 年度決算 )	63 千円

## (6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 6,500円 (配偶者なし1人目) ③満16歳から満22歳までの子1人につき 5,000円加算	同		11,209千円	224,170円
住居手当	①借家等住居者 家賃に応じて月額27,000円以内	同		1,677千円	279,500円
通勤手当	①交通機関(鉄道等)利用者→運賃額に応じて月額最高55,000円まで支給 (ただし、鉄道利用者については、6箇月定期券の額に基づいて一括支給) ②交通用具(家用自動車等)→通勤距離に応じて月額支給 片道2km～5km 2,000円 片道5km～10km 4,200円 片道10km～15km 7,100円 片道15km～20km 10,000円 片道20km～25km 12,900円 片道25km～30km 15,800円 片道30km～35km 18,700円 片道35km～40km 21,600円 片道40km～45km 24,400円 片道45km～50km 26,200円 片道50km～55km 28,000円 片道55km～60km 29,800円 片道60km以上 31,600円	同		3,026千円	65,778円
管理職手当	①参事 50,000円 ②課長 45,000円 ③副参事 40,000円 ④主幹 35,000円 ⑤専門員 30,000円	異	支給額等	11,946千円	459,462円
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた場合に支給一勤務1時間当たりの給与額×135%	同		千円	円

**5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）**

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	( 350,000 円 700,000 円 )	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 370,000 円	
	副 町 長	( 495,000 円 550,000 円 )	675,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	( 247,000 円 )	360,000 円 / 205,000 円	
	副 議 長	( 193,000 円 )	320,000 円 / 164,900 円	
	議 員	( 177,000 円 )	300,000 円 / 145,500 円	
期 末 手 当	町 長 副 町 長 収 入 役	(25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	給料月額×在職月数×100分の35×100分の115 任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

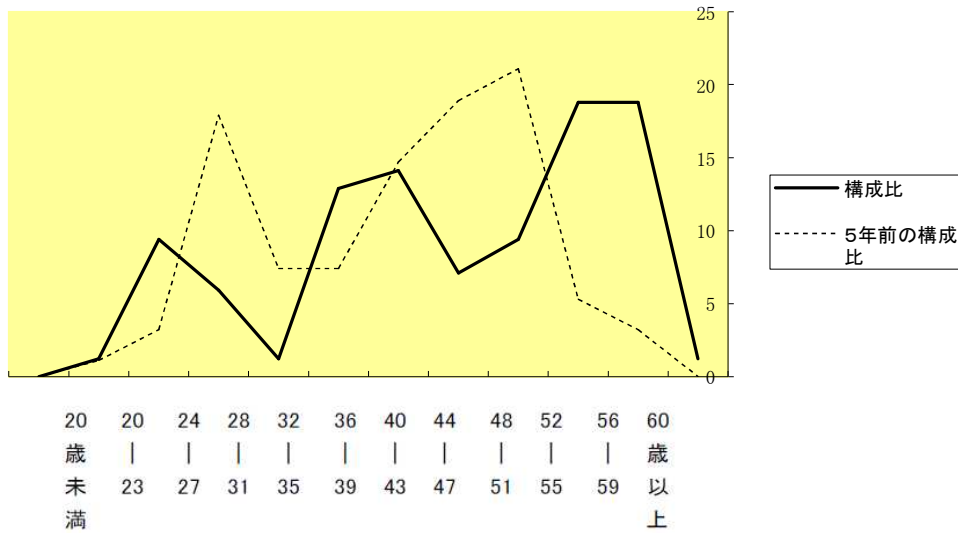
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	1	1		
	総務企画	20	22	2	派遣職員及び休職職員を総務課付けとしたため。
	税 務	8	8		
	民 生	10	9	△ 1	休職職員を総務課付けとしたため。
	衛 生	7	7		
	農林水産	5	4	△ 1	農業行政事業の減によるもの。
	商 工	3	3		
	土 木	7	6	△ 1	派遣職員を総務課付けとしたため。
	小 計	61	60	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 77.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 101.04 人)
	教育部門	14	17	3	教育行政事業、生涯学習事業及び文化財行政事業の充実によるもの
消防部門					
小 計	75	77	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.9 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 124.28 人)	
公営企業会計等部門	国 保	9	8	△ 1	介護予防事業の減によるもの。
	小 計	9	8	△ 1	
合 計		84	85	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 110.3 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)

(例) %



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		1	6	3	1	15	8	6	10	18	16	0	84

### (3) 職員数の推移

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	61	63	60	63	61	60	△1(2%)
教育	18	16	16	15	14	17	△1(2%)
消防							
普通会計計	79	79	76	78	75	77	△2(3%)
公営企業等会計計	9	8	9	9	9	8	△1(2%)
総合計	88	87	85	87	84	85	△2(3%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。  
(注) 3 公営企業等会計部門を対象とした定員管理に関する計画はありません。